

平成 2 7 年第 1 回（2 月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

広島県後期高齢者医療広域連合議会

平成27年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次
第1日（2月2日）

出席議員					1
欠席議員					1
説明員					1
議事補助員					2
議事日程					2
会議に付した事件					3
開会・開議宣告(午後１時２０分)					3
広域連合長の議会招集挨拶					3
諸般の報告					4
日程第１	議席の指定について				4
会議録署名者の指名					4
日程第２	会期の決定について				5
日程第３	広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について				5
日程第４	議案第　１号	広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について			6
日程第５	議案第　２号	広島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について			7
日程第６	議案第　３号	広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について			9
日程第７	議案第　４号	広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について			10
日程第８	議案第　５号	広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について			11
日程第９	議案第　６号	広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について			13
日程第１０	議案第　７号	平成２６年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）			15
日程第１１	議案第　８号	平成２６年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）			16
日程第１２	議案第　９号	平成２７年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算			19
日程第１３	議案第１０号	平成２７年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算			21
日程第１４	一般質問（２１番佐中議員）				25

議了宣告	28
広域連合長の閉会挨拶	29
閉会宣告(午後2時39分)	29
会議録署名	30

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第20号

平成27年2月2日（月曜日）KKRホテル広島「安芸」

出席議員

1番	金	子	和	彦
2番	平	木	典	道
4番	八	條	範	彦
6番	神	田	隆	彦
7番	北	元		豊
8番	分	野	達	見
9番	藤	本	友	行
10番	今	岡	芳	徳
11番	稲	葉	誠一郎	
12番	丸	山	茂	美
13番	沖	原	賢	治
15番	西	川	健	三
16番	寺	尾	孝	治
17番	角	田	俊	司
18番	前	重	昌	敬
20番	上	原		貢
21番	佐	中	十九	昭
22番	馬	上	勝	登
23番	出	下		孝
24番	中	本	正	廣
25番	真	倉	和	之
26番	浜	田	明	利
27番	福	田	義	人
28番	片	山	元	八郎

欠席議員

3番	母	谷	龍	典
5番	林		敏	夫
14番	竹	内	光	義
19番	山	本	一	也

説明員

広域連合長	藏	田	義	雄
広域連合事務局長	小	林	秀	行
広域連合事務局次長兼総務課長	竹	田	幸	生
業務課長	山	川	聡	吉
総務課企画財政係長	平	田	好	一

業務課課長補佐兼賦課収納係長 伊 崎 喜 教

議事補助員

議会事務局長	本 越 秀 己
議会事務局次長	末 友 美 恵
書記	池 田 英 樹

議事日程（第 1 号）

（平成 2 7 年 2 月 2 日 午後 1 時 2 0 分開議）

- | | |
|---------|--|
| 日程第 1 | 議席の指定について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 広島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 6 号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 号 平成 2 6 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 1 | 議案第 8 号 平成 2 6 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 2 | 議案第 9 号 平成 2 7 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 0 号 平成 2 7 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 1 4 | 一般質問 |

会議に付した事件
議事日程のとおり

午後 1 時 20 分 開 会

○議長（金子和彦）

ただいまの出席議員 24 名であります。地方自治法第 113 条により定足数に達しておりますので、ただいまから平成 27 年第 1 回広域連合議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。会議の開会に際しまして、広域連合長の挨拶があります。広域連合長。

◎広域連合長（藏田義雄）

皆様こんにちは。平成 27 年第 1 回広域連合議会の定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。まずもって皆様方には、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変御多用のところ御出席を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、制度の継続が図られてきたわけですが、国におきましては、今後も増え続ける高齢者の医療費等に対応いたし、将来にわたり国民皆保険を堅持することができるよう、医療保険制度改革に関する骨子がとりまとめられておるところであります。今後、これを具体化する法案等の議論が進められることとなっているわけですが、広域連合といたしましても、今後とも国の動向をしっかりと把握をしながら、各市町や関係機関と連携をより一層密にいたし、適切な制度運営に努めてまいりたいと考えておるところでもございます。

本定例会では、平成 27 年度当初予算を始め、条例の改正等の重要案件を提出さ

せていただいております。これらの案件につきましては、後ほど御説明申し上げますが、何とぞ皆様方には慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（金子和彦）

この際、御報告いたします。

理事者側の説明員として、藏田広域連合長、小林広域連合事務局長、竹田事務局次長兼総務課長、山川業務課長、総務課平田企画財政係長、業務課伊崎課長補佐兼賦課収納係長を呼んでおりますことを御報告申し上げます。

また、議場配付いたしました例月出納検査及び平成 26 年度定期監査結果について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたので御報告いたします。

これより、日程に入ります。本日の議会日程は、お手元に配付しております議事日程第 1 のとおりでございます。この日程によって議事を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△ 日程第 1 「議席の指定について」

○議長（金子和彦）

それでは、日程第 1 「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第 4 条第 1 項により議長が指定いたします。議席は、現在着席されている席とします。この際、御報告いたします。一身上の都合により、安芸高田市の児玉史則議員から辞職願が提出され、閉会中につき 11 月 28 日付けで許可されておりますことを御報告いたします。なお、本日の会議録署名議員として 6 番神田議員、25 番真倉議員を指名いたします。

△ 日程第２ 「会期の決定について」

○議長（金子和彦）

それでは、日程第２「会期の決定について」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期を本日１日間といたします。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議なしと認めます。よって会期を本日１日間と決定いたします。

△ 日程第３ 「広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について」

○議長（金子和彦）

次に日程第３「広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について」を議題とします。お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名は、議長において行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議なしと認めます。議長が指名することに決定いたしました。選挙管理委員及び補充員として、お手元に配布しております名簿のとおり御指名いたします。お諮りします。ただいま御指名いたしました方々を選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議なしと認めます。よって、ただいま御指名いたしました方々が選挙管理委員及び補充員に当選されました。

△ 日程第４ 「議案第１号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」

○議長（金子和彦）

次に日程第４「議案第１号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。

○議長（金子和彦）

本件の説明を求めます。

◎広域連合長（藏田義雄）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合長。

◎広域連合長（藏田義雄）

ただいま上程をされました議案第１号につきまして御説明申し上げます。本件は、高見貞四郎氏の監査委員の任期が平成２７年３月２７日で満了いたし、識見を有する者の監査委員が空席となることから、後任の監査委員として加賀美和正氏を選任することとして、御同意をお願いするものでございます。議案書の履歴書にございますように、加賀美氏は平成１９年４月から平成２３年３月まで広島県の代表監査委員の職を務められておるわけであります。知識、経験とも豊かな方であることから、広域連合監査委員として適任と存じます。何とぞ御同意を賜りますようお願いをするものでございます。

○議長（金子和彦）

本件は、事後の議事手続を省略して直ちに採決したいと思います。これに御異議

ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議なしと認めます。本件を採決いたします。本件を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

御異議がないと認めます。よって、本件は同意されました。

△ 日程第５ 「議案第２号 広島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について」

○議長（金子和彦）

次に、日程第５「議案第２号 広島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正について」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。議案書の１ページ、それから別冊１平成２７年第１回広域連合議会定例会議案資料の１ページをお開きください。説明は、議案資料でさせていただきます。議案資料１ページでございます。議案第２号広島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正についてでございます。１の改正の趣旨でございます。本案は、行政手続法の一部を改正する法律が平成２７年４月１日に施行されることに伴い、法令の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度を整備しようとするものでございます。

2の改正の内容でございます。（１）行政指導の方式でございます。行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に広域連合の機関が許認可等をする権限等を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないものとする旨の規定を追加するものでございます。（２）行政指導の中止等の求めでございますが、行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法律等に規定する要件に該当しないと思料するときは、広域連合の機関に対しその旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができるものとし、申出を受けた広域連合の機関は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律等に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない旨の規定を追加するものでございます。（３）処分等の求めですけれども、何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する広域連合の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができるものとし、申出を受けた行政庁又は広域連合の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導を行わなければならない旨の規定を追加いたします。このほか字句の整備を併せて行うものでございます。3の施行期日は、平成27年4月1日からでございます。

以上、上程された議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（金子和彦）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

起立総数でございます。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 6 「議案第 3 号 広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」

○議長（金子和彦）

次に、日程第 6 「議案第 3 号 広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）
（挙手）

○議長（金子和彦）
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明を申し上げます。議案書は 4 ページでございます。議案資料は 3 ページをお開きください。説明は、議案資料のほうでさせていただきます。議案第 3 号広島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正についてでございます。

1 の改正の趣旨でございます。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法に基づきまして、特定個人情報の適正な取扱いの確保並びに保有する特定個人情報等の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止等を実施するために必要な改正を行うものでございます。なお、このたびの条例改正案については、番号利用法の施行時に加え、特定個人情報の他機関との連携開始時に再度改正を行う必要があるため、他機関への情報提供等記録に関する改正については、第 2 条といたしております。

2 の改正の内容につきまして主なものについて御説明を申し上げます。まず（3）でございますが、保有特定個人情報の利用目的以外の利用及び提供については原則禁止とし、例外を個人の生命、健康、生活又は財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときとする規定を第 6 条の 2 として追加するものでございます。次に（5）ですけれど 4 ページになりますが、番号利用法における保有特定個人情報の開示請求は、任意代理人による請求が認められるため、この請求について規定を追加するものでございます。次に（8）でございます。行政文書の写しの交付に要する費用について、経済的困難者等に減免できる規定を追加するものでございます。次に（10）でございます。保有個人情報の利用停止、消去又は提供の停止の要件に番号利用法第 19 条の要件を追加するとともに特定個人情報及び特定個人情報ファイルについても利用停止、消去又は提供の停止ができる規定を追加するものでございます。

下のほう 3 の施行期日でございますが、番号利用法の施行日でございます。ただし、用語の定義につきましては公布の日とし、また、特定個人情報の利用に関する規定及び第 2 条の情報提供に関する規定については、それぞれ番号利用法の規定す

る関係規定の施行の日としております。

以上、上程された議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

賛成多数でございます。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 7 「議案第 4 号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」

○議長（金子和彦）

次に、日程第 7 「議案第 4 号 広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。議案書は 8 ページ、議案資料は 6 ページをお開きください。説明は、議案資料でさせていただきます。議案第 4 号広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてでございます。

番号利用法等によりまして、地方公共団体は、特定個人情報の保護措置が求めら

れており、特定個人情報のデータベースであります特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験者を含む機関等に意見を聴くこととされております。本案は、広島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に意見を聴くため、同審査会の所掌事務に必要な改正を行うものでございます。施行時期は、公布の日からでございます。

以上、上程された議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

起立総数でございます。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 8 「議案第 5 号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について」

○議長（金子和彦）

次に日程第 8 「議案第 5 号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について」を議題とします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。議案書は、9ページ、議案資料は7ページをお開きください。説明は議案資料でさせていただきます。議案第5号広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてでございます。1の趣旨を御覧ください。平成26年度分の保険料までの適用としている被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料軽減措置及び所得の低い被保険者に対する保険料軽減措置が平成27年度も継続されるため、保険料軽減措置に伴う減収分の財源として、後期高齢者医療制度臨時特例基金を活用できるよう条例の失効時期を1年延長するため、この条例案を提出するものでございます。施行期日は、公布の日でございます。

以上、上程された議案につきまして、概要を御説明申し上げます。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

これより質疑に入ります。21番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可します。

◆21番（佐中十九昭議員）
（挙手）

○議長（金子和彦）
佐中議員。

◆21番（佐中十九昭議員）

21番佐中です。初歩的な質疑かも知れませんが、保険料の軽減について、時効の延長ということで上程されておりますが、いろいろ調べてみると、基金に残余がある場合は、当該残余の額を予算に計上し、国庫に納付をするという規定がございます。その残余という額は幾らなのか。二つ目には、平成28年3月31日に改めた場合に残余の総計で全額基金とすることができるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（金子和彦）
当局の答弁を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）
（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

質問にお答えを申し上げます。まず、残余が幾らかという御質問でございますが、先ほど提案させていただきましたとおり、保険料軽減の措置を継続していくときにこの基金が必要ということでございまして、来年度も軽減措置が継続されるということでございますので、最終的に残余が、幾らになるかということについては現在お答えができません。分からないというところでございます。それから仮に終わった場合、本基金が終了したときに、その残余について国庫に納付をしないということが出来るかという御趣旨かと存じますけれども、これにつきましては、もともとこの基金のお金は、原資が全額国費でございまして、国におきましてこの基金の管理運営要領というものを国が定めておりまして、その中で基金の使い道、使途、それから事業が終了した場合についてこういうふうにすると規定してございまして、我々広域連合のほうでは、これに沿って条例を定めております。この条例が失効し、基金が終了する場合には、残余金につきましては、国庫に納付返還するということになります。

○議長（金子和彦）

よろしいですか。本件については、ほかに質疑の発言通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

起立総数。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 9 「議案第 6 号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

○議長（金子和彦）

次に日程第9「議案第6号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題とします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。議案書の10ページ、議案資料の8ページをお開きください。説明は議案資料でさせていただきます。議案第6号広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。

この議案は広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第14条に規定されている均等割の5割及び2割の軽減を拡充し、さらに所得の少ない被保険者の均等割額の8.5割軽減を平成27年度においても継続するため、附則第13条及び附則第15条を修正するというものでございます。施行期日は、平成27年4月1日でございます。

以上、上程された議案につきまして概要を御説明申し上げました、御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 10 「議案第 7 号 平成 26 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」

○議長（金子和彦）

次に、日程第 10「議案第 7 号 平成 26 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）
（挙手）

○議長（金子和彦）
広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。議案書の 11 ページをお開きください。議案第 7 号平成 26 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）でございます。

平成 26 年度一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、第 1 条にございますように歳入歳出予算の総額から、それぞれ 1,643 万 2 千円を減額いたしまして、予算の総額をそれぞれ 10 億 3,911 万 6 千円とするものでございます。次の 12 ページを御覧ください。この補正の主な内容について御説明申し上げます。まず歳入でございます、主なものといたしましては「5 款 繰入金」「1 項 基金繰入金」の 1,649 万 6 千円の減額でございます。これは主に事務費を減額することに伴いまして財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。

続きまして 13 ページをお開きください。歳出でございます。「2 款 総務費」「1 項 総務管理費」の 868 万 7 千円の増額でございますが、派遣職員の給料等負担金を平成 26 年度に派遣されている職員の給与等の実態に合わせ増額をするものでございます。続いて「3 款 民生費」「1 項 社会福祉費」の 2,511 万 9 千円の減額でございますが、これは特別会計事務費への繰出金で特別会計の事務費の減額に伴い減額するものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概略を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（金子和彦）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決します。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 11 「議案第 8 号 平成 26 年度 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」

○議長（金子和彦）

次に、日程第 11「議案第 8 号 平成 26 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。議案書の 14 ページをお開きください。平成 26 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。この補正予算は、第 1 条のとおり歳入歳出予算の総額から、それぞれ 5,883 万 8 千円を減額し、予算の総額をそれぞれ 3,903 億 9,666 万 9 千円とするものでございます。15 ページをお開きください。まず歳入の主な概要でございます。「2 款 国庫支出金」「2 項 国庫補助金」の 1 億 3,738 万 3 千円の減額につきましては、主に平成 26 年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の確定に伴うものでございます。「4 款 支払基金交付金」「1 項 支払基金交付金」の減額でございます。これは、現役世代からの支援金でございます後期高齢者交付金で、前年度の精算を翌年度の交付金で調整をすることとしております。今回は、平成 25 年度分の 22 億 3,943 万 3 千円の減額精算

を平成 26 年度の後期高齢者交付金で調整することに伴いまして減額をするものでございます。「7 款 繰入金」「1 項 一般会計繰入金」の 2,511 万 9 千円の減額でございますが、これは事務費の減額によるもので、「2 項 基金繰入金」の 21 億 9,972 万 7 千円の追加につきましては、先ほどの後期高齢者交付金を減額することに伴い財源を更正する必要があることから、これを追加するものでございます。続きまして「10 款 諸収入」「3 項 雑入」の 1 億 4,037 万 7 千円の増額でございます。これは交通事故等に伴います第三者納付金などが当初の見込を上回るための増額でございます。

次に右の 16 ページを御覧ください。「1 款 総務費」「1 項 総務管理費」の 2,904 万 4 千円の減額でございますが、これは後発医薬品利用差額通知業務等の業務委託あるいは郵送料等事務費の執行によります残額を減額するものでございます。続きまして「5 款 保健事業費」「1 項 健康保持増進事業費」の 5,000 万円の減額でございます。これは主に肺炎球菌予防接種事業が平成 26 年 10 月から定期予防接種となりまして、この事業が当該事業の対象から外れたということに伴う減でございます。続きまして「6 款 基金積立金」「1 項 基金積立金」の 1 億 3,297 万 4 千円の減額でございます。これは主に平成 26 年度高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の確定に伴うものでございます。「8 款 諸支出金」「1 項 償還金及び還付加算金」の 1 億 5,318 万円の追加でございます。これは国、県からの高額医療費負担金につきまして過年度分を再確定させた結果、差額の返還予定額を追加計上させていただくものでございます。

次に 17 ページをお開きください。第 2 表は債務負担行為補正でございます。これは、平成 27 年度の事業のうち、平成 26 年度中に委託契約をして準備を進める必要がある支給決定通知書等の作成業務外 1 件につきまして、債務負担行為をお願いするものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

これより質疑に入ります。21 番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可いたします。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

（挙手）

○議長（金子和彦）

21 番佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

21 番佐中です。先ほど説明がありました本提案の 15 ページにですね、その中で支払基金交付金約 22 億円、そしてそれを補填するために繰入金が約 21 億という計

上をされておりますが、先ほど説明の中に臨時特例基金の活用返納というのがありましたけれども、ほぼ同額分を基金で調整をされております。もう一度どういう理由なのかお尋ねいたします。

◎広域連合事務局長（小林秀行）
（挙手）

○議長（金子和彦）
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

質問にお答えを申し上げます。まず補正予算の歳入予算、支払基金交付金の減、22 億余でございますけれども、これは前年度分平成 25 年度分の交付金精算につきまして平成 26 年度の交付金、頂く交付金で調整するというところでございまして、25 年度分 22 億円余の減額精算を 26 年度の交付金によって相殺をする、つまり返還金で収入を減らすことによって調整するという形となっております。従いまして、支払基金交付金の収入が、26 年度の収入がその分少なくなるということで減額補正をお願いしているということでございます。それに伴いまして基金繰入金 21 億円余が増額ということでございますが、要は本広域連合の事業費財源としております支払基金交付金が減額ということでございますので、その分繰越金等を積み立てておりました給付準備基金のほうから同程度の金額を取り崩して支払に充てるということでございます。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）
（挙手）

○議長（金子和彦）
21 番佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

再質問でございますけれども支払基金交付金というのは、いわゆる若い世代が後期高齢者に応援をする、そういう全体の 40%を負担をするというのが建前となっておりますけれども支払基金の減額があったから、いわゆる基金繰入金で補填したという、なぜそういう支払基金の単価というか基準というか、そこらへんは、なぜそうなったのか、それを説明をお願いしたいと思います。

◎広域連合事務局長（小林秀行）
（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

質問にお答えを申し上げます。25年度の支払基金交付金が精算によって22億円程度多く本広域連合に収入されているという、精算した結果22億円余を支払基金に返還をすると。通常であれば、25年度収入ですので25年度精算は25年度中にするわけですが、現在はそういう取扱いではなくて26年度にそれをする、従いまして25年度に22億円余多く収入しております22億円余は、いったん繰越金として決算をし、給付準備基金にいったん積み立ててございます。従いまして、25年度に返すべきお金を返さずに26年度にいったん基金に積み立てておりますので、それを崩して今年の財源にする、そういうことでございます。

○議長（金子和彦）

よろしいですか。本件についてはほかに発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

起立多数でございます。よって、本件は可決されました。

△ 日程第12 「議案第9号 平成27年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」

○議長（金子和彦）

次に、日程第12 「議案第9号平成27年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。議案第9号平成27年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてでございます。議案書の18ページをお開きください。本予算は、第1条のとおり一般会計の予算総額を歳入歳出それぞれ11億29万円とするものでございます。また、第2条のとおり一時借入金の限度額を5千万円としております。歳入歳出の内容につきましては、恐れ入りますが、別冊の4を御覧ください。別冊の4平成27年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計当初予算説明書でございます。それでは別冊4の3ページをお開きください。まず、歳入の主なものから御説明を申し上げたいと思います。

「1款 分担金及び負担金」でございます。これは各市町からの事務費分賦金で、9億5,989万6千円を計上しておりまして、歳入の87.2%の額を占めております。特別会計事務費への繰出金の増等によりまして、前年度に比べ4,499万2千円、4.9%の増としております。続いて4ページの「2款 国庫支出金」でございますが、これは運営審議会の開催費用に対する調整交付金でございます。5ページをお開きください。「3款 財産収入」17万6千円でございます。これは基金の利子収入でございます。続いて6ページ「4款 繰入金」でございます。これは市町からの事務費分賦金を軽減するための調整財源としまして財政調整基金がございしますが、これを取り崩すもので、前年度と同様の1億4,000万円を計上しております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。10ページをお開きください。まず10ページ第1款でございます。「1款 議会費」これは、広域連合議会の開催及び運営に要する経費でございまして、196万3千円を計上しております。続いて11ページをお開きください。この11ページから16ページまでが総務費の関係でございます。「2款 総務費」の関係でまず「1項 総務管理費」でございますが、これは派遣職員に係る給料等負担金を始めといたしまして、消耗品費等の需用費、あるいは事務所費、OA機器等の使用料及び賃借料など、広域連合の運営に関する経費といたしまして計上しておりまして、16ページの一番下でございます計の欄にございますように総額で2億9,856万6千円を計上しておりまして、前年度に比べ1,587万5千円、5.6%の増としております。これは、主に、13ページの中ほどにありますけれども派遣職員給料等負担金が平成26年度の派遣職員をもとに算定した結果2億5,791万7千円、前年度に比べまして1,671万4千円の増となった一方で、事務所使用料等の見直しを行った結果でございます。続きまして17ページをお開きください。「2項 選挙費」でございます。これは、選挙管理委員の報酬等16万7千円を計上しておりまして、その下の18ページ「3項 監査委員費」でございます。これも監査委員報酬等11万1千円を計上しております。続いて19ページをお開きください。「3款 民生費」でございますが、これは特別会計事務費への繰出金でございまして、7億9,432万円を計上しておりまして、前年度に比べ2,896万2千円、3.8%の増としております。続いて20ページの「4款 公債費」及び21ページの「5款 予備費」につきましては、前年度と同額を計上し

ております。22 ページ以降につきましては給与費の明細書となっております。職員数に変動はなく、金額の増減につきましては、実績等に基づいて作成をしております。

以上で上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

本件については発言の通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

起立総員。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 13 「議案第 10 号 平成 27 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」

○議長（金子和彦）

次に、日程第 13「議案第 10 号平成 27 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。本件の説明を求めます。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局次長。

◎広域連合事務局次長（竹田幸生）

ただ今上程されました議案につきまして、御説明申し上げます。議案第 10 号平

成 27 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。議案書の 21 ページをお開きください。本予算案は、第 1 条にありますように後期高齢者医療特別会計予算の予算総額を歳入歳出それぞれ 4,009 億 9,752 万 6 千円とするものでございます。第 2 条につきましては、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、恐れ入りますが 24 ページをお開きください。24 ページの第 2 表債務負担行為のこの表にございますように被保険者証等印刷封入業務につきまして、期間を平成 28 年度 4 月 1 日から 6 月 30 日まで、限度額を 36 万 5 千円としております。恐れ入りますが 21 ページにお戻りください。続きまして第 3 条でございます。第 3 条では一時借入金の限度額を 20 億円と定め、第 4 条では、特別会計の「2 款 保険給付費」の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合には、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定によりまして、同一款内での各項間の流用により処理をさせていただくものでございます。それでは、歳入歳出の内容につきまして、恐れ入りますが別冊 5 によりまして説明をさせていただきます。別冊 5 の平成 27 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計当初予算説明書でございます。3 ページをお開きください。まず歳入でございます。「1 款 市町支出金」でございます。「1 項 市町負担金」のうち「1 目 保険料等負担金」「1 節 現年度分」につきましては、322 億 913 万 2 千円で、対前年度比 5 億 9,669 万 1 千円、1.9%の増としております。また 4 ページからでございますが、これは「2 款 国庫支出金」、次の 6 ページから「3 款 県支出金」のそれぞれの負担金、補助金を計上させていただいております。また 8 ページは、現役世代からの医療給付費の約 4 割相当の支援金でございます「4 款 支払基金交付金」でございます。また、9 ページこれが「5 款 特別高額医療費共同事業交付金」となっております。これらはいずれも医療給付費等を基に高齢者の医療の確保に関する法律等関係規定に基づきましてそれぞれ算定した数値となっております。このうち恐れ入ります 5 ページをお開きください。「2 款 国庫支出金」「2 項 国庫補助金」「3 目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」でございますが、これは毎年度国の予算措置によりまして設けられます低所得者等に対する保険料軽減特例分への交付金でございます。また 7 ページをお開きください。「3 款 県支出金」「2 項 財政安定化基金交付金」「1 目 財政安定化基金交付金」でございますが、これを 5 億円計上しております。これは、保険料上昇の抑制財源といたしまして、現在の保険料算定時これは平成 25 年度に 26, 27 年度の保険料算定いたしましたけれどもその時に計画いたしました県の財政安定化基金からの交付金額を予算計上しております。10 ページをお開きください。「6 款 財産収入」でございます。これは、後期高齢者医療給付準備基金の利子収入として 441 万 5 千円を計上しております。11 ページをお開きください。「7 款 繰入金」「1 項 一般会計繰入金」でございます。これは特別会計事務費への繰入金で、7 億 9,432 万円、前年度に比べて 2,896 万 2 千円、3.8%の増としております。12 ページの「2 項 基金繰入金」では、「1 目 給付準備基金繰入金」を 18 億 1,748 万円としております。これは 2 年間の特定期間を通じて安定的な財政運営を行うため、1 年目平成 26 年度での黒

字分を給付準備基金に積立てて、これを 27 年度に給付費の増加の財源に充てると
いうものでございます。平成 27 年度は 2 年目に当たりますことから、このような
必要な繰入金を計上したものでございます。また、先ほど御説明いたしました高齢
者医療制度円滑運営臨時特例交付金、これを基金に積み立てた上で活用するため、
「2 目 臨時特例基金繰入金」を 20 億 5,646 万 7 千円計上しております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明を申し上げます。少し飛びますが
18 ページをお開きください。「1 款 総務費」でございます。これは、消耗品費
等の需用費、郵送料等の役務費、あるいは電算システムの維持管理でありますとか、
レセプトの点検あるいは、医療費適正化等に係る委託料を始めといたしまして、こ
の制度の運営に係る事務費でございまして、7 億 9,572 万 8 千円を計上してしま
す。これは前年度に比べて 2,855 万 6 千円、3.7%の増としております。増とな
った理由といたしましては、新規事業といたしまして、個人番号制に対応するための
標準システムの改修費用、これが 2,694 万円、それからシステムのファイルサーバ
ーの更新費用、これが 387 万 1 千円などがございしますが、19 ページを御覧くだ
さい。19 ページの説明欄の中段よりやや下のほうに記載しておりますけれども、デ
ータを活用し効果的な保健事業を行うためのデータヘルス計画支援事業 700 万円、
それから医療費の適正化のための療養費支給申請書の内容点検業務 544 万円などの
新規事業も計画をしております。また効果の大きい重複・頻回受診者訪問活用指導
事業でございしますが、これも拡充を行うこととしております。21 ページを
お開きください。21 ページから 23 ページにかけましては、特別会計予算額の
99.1%を占めます保険給付費でございます。保険料率設定時の基準数値によりまし
て算定した額を基本に計上しております。21 ページの「1 項 療養諸費」3,819 億
786 万 1 千円、22 ページの「2 項 高額療養諸費」これが 149 億 6,167 万 6 千円、
それから 23 ページ「3 項 葬祭費」が 6 億 8,745 万円 としておりまして、全体
この 2 款の保険給付費全体といたしましては、3,975 億 5,698 万 7 千円、前年度比
185 億 4,987 万 9 千円の 4.9%の増としております。それから 24 ページを御覧くだ
さい。「3 款 県財政安定化基金拠出金」でございます。これはこの基金に対しま
す拠出金を国、県と同額の 1 億 6,918 万 1 千円を拠出するものでございます。ま
た、25 ページをお開きください。「4 款 特別高額医療費共同事業拠出金」でござ
いしますが、これは国民健康保険中央会が実施いたします特別高額医療費共同事業
への拠出金といたしまして、8,542 万 5 千円を計上しております。次に、26 ページ
を御覧ください。「5 款 保健事業費」でございます。「1 目 健康診査費」では、
市町が実施いたします健康診査事業に対する補助金といたしまして 9,455 万 1 千円
を計上しております。歯科健康診査事業の充実、あるいは受診率の向上を図ること
から、前年度に比べて 329 万 8 千円、3.6%の増としております。続いて「2 目
その他健康保持増進費」でございます。これは、市町が実施いたします長寿健康増
進事業に対する補助金でございまして、新たに糖尿病性腎症患者の重症化予防事業
を 4 つの市町で取り組むということ、そのような形で充実強化を図る一方で、先ほ
ど御説明しました肺炎球菌予防接種事業が定期予防接種となったことから、予算額
的には 1 億 6,630 万円、前年度に比べまして 6,499 万 5 千円、28.1%の減となって

おります。27 ページをお開きください。「6 款 基金積立金」でございます。後期高齢者医療給付準備基金積立金といたしまして 441 万 5 千円、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金といたしまして 20 億 4,746 万 7 千円、それから 28 ページの「7 款 公債費」は、一時借入金の利子といたしまして 324 万 7 千円、それから 29 ページの「8 款 諸支出金」につきましては、保険料還付金等で 4,901 万 5 千円をそれぞれ計上しております。なお、30 ページの「9 款 予備費」につきましては、昨年と同額の 2,500 万としております。

以上、上程されました議案につきまして概要を御説明申し上げました。御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（金子和彦）

これより質疑に入ります。21 番佐中議員から発言通告がございましたので、発言を許可します。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）
（挙手）

○議長（金子和彦）
21 番佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）
21 番佐中です。2 点お尋ねをいたします。一つは第 3 款の県支出金、財政安定化基金交付金の 26 年度は、14 億円ありましたが 27 年度は 5 億円になっておりますがこれはなぜなのかお尋ねいたします。二つ目には、先ほど説明もあったかと思えますけれども 2 年間の安定保険会計ということで 7 款 2 項の基金の繰入金、給付準備基金繰入金 18 億 1,784 万円この項目、費目ですね各年度、2 年ごとに計上をされておりますがなぜなのかお尋ねいたします。2 点です。

○議長（金子和彦）
当局の答弁を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）
（挙手）

○議長（金子和彦）
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）
御質問にお答え申し上げます。まず広島県後期高齢者医療財政安定化基金の予算額についてでございます。この財政安定化基金は、保険料の収納不足や給付費の激

変等による広域連合の財政リスクに対する資金の交付等行うために、国、県、広域連合の共同の負担によりまして、県に設置されているものでございます。その特例として当分の間、保険料率の抑制財源として充てることができるというふうになってございます。御質問の 26 年度 14 億円、27 年度は 5 億円につきましては、この財政安定化基金をこの 2 年間の保険料率の検討をいたしました、昨年 25 年度に検討しました保険料率抑制財源として、この 26 年度 14 億円、27 年度 5 億円ということをしてその時点で計画をしております、その額をそのまま計上させていただいているということでございます。2 点目の給付準備基金の繰入れについてでございますが、先ほどからお話が出ておりますように後期高齢者医療制度は、2 年間の財政計画を立てて保険料率を設定し、1 年目の黒字分を 2 年目の給付の財源に充てるという形で 2 年間を通じて安定した財政運営を行うこととされています。平成 27 年度は、2 年目ということで平成 26 年度に生じる剰余金も含めて、給付準備基金を取り崩して保険料抑制財源に繰り入れるということで、必ず 2 年ごとということでもございませんけれども、2 年間の特定期間を通じた財政運営ということで基本的には、2 年目に取崩しをして財源としているということでございます。

○議長（金子和彦）

よろしいですか。本件については、ほかに質疑の発言通告がありませんので、本件の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金子和彦）

ないものと認め、本件の質疑及び討論を終結します。本件を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（金子和彦）

起立多数でございます。よって、本件は可決されました。

△ 日程第 14 「一般質問」

○議長（金子和彦）

日程第 14「一般質問」について議題とします。21 番佐中議員より発言の通告がございました。

○議長（金子和彦）

21 番佐中議員，どうぞ。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

一般質問を行います。厚生労働省は昨年 10 月 15 日，75 歳以上の後期高齢者医療制度について約 865 万人の低所得者らを対象に保険料を最大 9 割軽減をしている特例措置を早ければ 2016 年度から段階的に廃止をする方針を明らかにいたしました。これにより低所得者世帯の保険料は 3 倍にアップするとされております。加入者全員が負担をする均等割と一定の年収を超す人が収入に応じて支払う所得割からなっている特例ではない本来の軽減制度として均等割を年収に応じて 7 割減，5 割減，2 割減の 3 段階で軽減をする仕組みがあります。具体的にお尋ねいたしますが，この制度が実施されれば，広島県後期高齢者医療広域連合にどのような影響を与えるのか次の 4 点についてお尋ねいたします。一つは 9 割軽減を 7 割軽減になった場合何人該当するのかお尋ねいたします。二つ目には 8.5 割軽減を 7 割軽減になった場合は何人該当するのかお尋ねをいたします。三つ目には，これによる低所得世帯の保険料は 8.5 割軽減は 2 倍，9 割軽減は 3 倍にアップすると言われておりますが，実態はどうなるのかお尋ねいたします。4 番目には，均等割部分が変更になれば所得割部分の変更はどう変わってくるのかお尋ねをいたします。もう一つは，75 歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度で，所得の低い人の保険料軽減措置を段階的になくす方針を厚生労働省が打ち出しました。負担増による高齢者は加入者の半数以上と言われております。2008 年の制度開始以来，最大規模の改悪案であります。年金は減らされる一方なのに医療，介護などの負担は膨らむ一方で長生きをますますつらくする制度改悪と言わざるを得ません。これらは，平成 28 年度から実施する見通しですが，保険者として高齢者を見守るため異議を表明したり，意見書等に対応する必要がありますがどのような見解なのかお尋ねをいたします。

○議長（金子和彦）

当局の答弁を求めます。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

質問にお答えを申し上げます。まず平成 29 年度からの廃止が予定されております保険料軽減特例措置についての御質問でございます。後期高齢者の保険料軽減特例につきましては，実施してから 7 年が経過するなかで，後期高齢者医療制度に加

入する前に被用者保険の被扶養者であった者は所得水準にかかわらず軽減特例の対象となるほか、国保での軽減割合は最大7割になっていることなどから不公平ではないかといった議論がございまして見直しが求められております。このため、この後期高齢者の保険料軽減特例につきましては、段階的に縮小し、その実施に当たりましては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより低所得者に配慮しつつ、平成29年度から原則的に本則に戻すとともに、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとし、その具体的な内容については、今後検討し結論を得ていくというふうに国のほうで検討されているものでございます。議員がお尋ねの当広域連合への影響についてということでございますけれども、どの程度の激変緩和措置が実施されるかということが現時点では不明でございますことから、特例措置を一気に本則に戻すというふうに仮定いたしますと、被保険者数について平成26年11月末の被保険者数で計算しますと、9割軽減から7割軽減になる方は、約8万1千人。また、8.5割軽減が7割軽減になる方は、約7万5千人というふうに考えております。また、これによりまして均等割9割軽減該当者だった方は7割軽減に該当することにより、つまり均等割額が1割から3割に、それから均等割8.5割軽減の方は7割軽減、すなわち均等割額、負担額が1.5割から3割になるというふうに考えております。また、均等割額が変更になると所得割額にも影響が生じるかという点でございますが、均等割9割軽減及び8.5割軽減に該当する低所得者の単身世帯につきましては、基本的には所得割は賦課されておられませんので、今回の保険料軽減特例措置の廃止には関係がございません。国の激変緩和措置の具体策が待たれるところであるというふうに考えております。

それから2点目でございます。この保険料軽減特例措置の廃止について意見書等での対応という御質問でございます。この保険料軽減特例措置の見直しに関しましては、本県広域連合も参加しております全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、この協議会から平成26年11月厚生労働大臣宛に後期高齢者医療制度に関する要望書という形で要望提出しているところでございます。その内容は、保険料については、高齢者の生活環境を充分把握した上で保険料負担の軽減などを設定するとともに、その見直しにあたっては過度の負担や急激な変化とならないよう十分に配慮し、実施にあたっては、国による丁寧な説明と周知を行い、国民の混乱を招かないよう進めることとして要望しているところでございます。引き続き、国の動向を注視しながら、要望すべきところは要望していきたいと考えております。

◆21番（佐中十九昭議員）

（挙手）

再質問。

○議長（金子和彦）

21番佐中議員。

◆ 21 番（佐中十九昭議員）

今、大体概略はお答えいただきましたから、分かるわけですが後期高齢者の被保険者が約 37 万人、そのうち先ほど答弁がありました 8 万人と 7 万 5 千人、15 万人がこの軽減措置に大きく制度が変われば影響するということになるわけですが、私のもとに平成 25 年 6 月 1 日時点の保険料の滞納者と保険料の短期交付証をもっておるわけですね。滞納者が 3,709 名、短期が 896 名というかなりの部分が非常に保険料について困っておるという結果なんですね。ところが制度が今度大幅に 2016 年に変わってくるとこれが大幅に変わってくることになれば、非常にお年寄りをいじめるこういう結果になってくるわけです。この制度そのものがそういう制度ですからやむを得ないという面もあるかも、法的に保険制度そのものから見ればですね、私のほうから見れば、非常に冷たい政治をまた仕打ちをかける、特に消費税はですね 1 年半先伸ばしをされ、8%から 10%に変わるのを財源がこの後期高齢者医療に大きく影響したということから今の 9 割軽減を 7 割に戻すとか 8.5 割を 7 割に戻すとかこういう措置をやられておるというふうに感じるんですが、その辺はどうお考えですか。お尋ねします。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

（挙手）

○議長（金子和彦）

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（小林秀行）

お答え申し上げます。このたびの保険料軽減措置の見直しということでございますけれども、制度発足から 7 年を経過し、その特例が 7 年間ずっと継続していること、それから国保との軽減措置が最大で 7 割になるということこういったことから不公平ではないかといったような議論がされてこのたび見直しをしていくように国の方針が示されたものというふうに考えてございます。なお、私どもといたしましてはこの国の方針にもございますけれども過度の負担や急激な変化とならないように十分に配慮し、実施にあたっては国による丁寧な説明や周知、混乱を招かないように進めることといったようなことにつきまして要望させていただいているところでございます。

○議長（金子和彦）

それでは、一般質問を終わります。以上をもちまして、本定例会に付議された事件は、全て終了いたしました。閉会に当たり、広域連合長の挨拶があります。

広域連合長。

◎広域連合長（藏田義雄）

平成 27 年第 1 回広域連合議会の定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、提案をいたしました各議案につきまして、慎重に御審議の上、御議決を賜りました。厚くお礼申し上げる次第でございます。引き続き安定した制度の運営に向けまして、今後とも、皆様の格別なる御支援、御協力を賜りますよう改めましてお願い申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。

○議長（金子和彦）

議員各位におかれましては、案件について、熱心に御審議をいただきまして、無事閉会の運びとなりました。皆様の御協力に対し、心からお礼申し上げる次第であります。これをもちまして、本定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午後 2 時 39 分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 金子 和彦

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 神田 隆彦

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 真倉 和之

